

成田市情報公開及び個人情報保護審査会会議概要

1 開催日時

平成26年1月29日(水) 午後1時30分～午後5時

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟3階 第3委員会室

3 出席者

(委員)

木村琢磨会長，江波戸秀記委員，菊地秀樹委員及び滝沢繁夫委員

(事務局)

村嶋総務部長，坂本総務課長，井上総務係長，關谷副主査，成田副主査及び小川主任主事

4 議題

(1) 会長の選任について

(2) 騒音地域住民の健康影響調査における住民基本情報の外部提供について（諮問）

(3) 私債権等を含めた債権管理における滞納者情報の相互利用について（協議）

(4) 公文書部分開示決定処分に係る異議申立てについて（諮問）

(5) その他

5 議事(要旨)

議題(1)

会長に木村委員（滝沢委員，菊池委員の推薦による），職務代理に滝沢委員（木村会長の指名による）が決定した。

議題(2) （説明員）空港対策課：遠藤課長，櫻井副参事，森田主幹

○（委員）既に実施された1次調査はどのように行ったのか。

→（説明員）調査は第三者機関である「成田国際空港航空機騒音健康影響調査委員会」が実施するものであり、1次調査では「エリアメール（配達地域指定）」を使用し、指定した区域の全戸に郵便物を送り、承諾していただいた方にあらためてアンケートを送り、返送していただきました。

○（委員）2次調査でもエリアメールで実施できないか。

→（説明員）特定者を抽出した上で、アンケート調査を送付したいと考えています。エリアメールであると、騒音区域ではない方にも送付されてしまうため、

20 歳以上 80 歳未満で騒音地区の方を抽出して送付することになります。

○（委員）個人情報保護条例第 10 条の規定に対し、今回どのような適切な措置をとられるのか。

→（説明員）目的以外には使用しない、制限の措置、漏洩防止の適切な管理を講ずるなどではありますが、これから協定書等を結ぶ予定です。今後、空港会社と協議し適切な措置を講じてまいります。

○（委員）特定者の抽出はどこが行うのか。

→（説明員）20 歳以上 79 歳以下で該当区域内の方の情報を当課で抽出して、情報を提供いたします。

【審議結果】

本件については、提供する情報の使用目的が限定されており、情報の取り扱いについても必要な措置が講じられると認められるため、本諮問案件については適正なものであると判断する。

議題(3) （説明員）納税課：山下課長，山田室長，佐藤副主査

○（委員）前回（平成 23 年 1 月）の審議事項との違いは、滞納者の情報が本人のものだけでなく、親族関係や家族構成、保証人などの広範囲の情報を含むものか、また、強制徴収をする以外の公的債権の回収の一元化であったが、今回は私債権も含む市が持っているすべての債権含まれると解してよいか。

→（説明員）情報の範囲については、税の方で利用できるのであれば、滞納されている方の全ての情報をという事です。また、市で持っているすべての債権について、強制徴収で知り得た情報を共有できるのかという事です。また、地方税法 22 条で規定されている範囲を踏み越えられるかという事です。

○（委員）地方税法 22 条では「漏洩」と「窃用」が処罰の対象となるが、双方の違いをどのように考えているか。

→（説明員）「収集」と「利用」という場面であると考えおり、両方合わせて協議していただきたい。

○（説明員）前回の答申では、強制徴収公債権だけでなく、非強制徴収公債権と私債権まで含めて一元化組織においては情報を収集して利用することができるという考えではないのですか。

→（委員）原則は強制徴収公債権だけだと認識している。しかし、それ以外の債権にも拡大する余地は残したという答申である。形式上はかなり広く債権の範囲を広げているが、原則は強制徴収公債権のみで、それ以外の債権については相当慎重に運用してくださいということで、全ての債権に運用するとは結論づけていない。

(委員) 強制徴収公債権とそれ以外の債権は区別していただきたい。公的な債権より私債権の方が高額になる可能性があり、私債権のために強制徴収公債権の情報を利用することも危惧されるため、かなり慎重に考えたほうがよい。

○(説明員) 同課内で強制徴収債権とそれ以外の債権の係を分けた場合、情報の相互利用はできないと考えるべきでしょうか。

→(委員) 強制徴収債権とそれ以外の債権を区別するとなると遮断が望ましいことにはなりません。前回の諮問では、個人情報の範囲で一元化としていたが、今回は広範囲の情報が含まれているため、強制徴収債権とそれ以外の債権を区別して考える必要がある。全てを一元化するためには、条例でどこまでの範囲の情報を一元化するかを、きちんと整理したほうがよい。

【総合意見】

債権の種類を問わずに債権管理をするという方向性は認められるが、一方で、強制徴収債権とそれ以外の債権の垣根は、基本的に維持していただきたい。

議題(4) 非公開

(情報公開及び個人情報保護審査会条例第 12 条の規定による)

【審議結果】

継続審議

議題(5)

平成 24 年度の情報公開及び個人情報保護に関する運用状況について、事務局より報告した。

情報公開は 125 件の請求があり、処理の内訳は開示 24 件、部分開示 82 件、不開示 11 件、取り下げ 8 件となっている。

個人情報保護は 2 件の請求があり、処理の内訳は開示 1 件、部分開示 1 件となっている。

6 傍聴者

1 人